

掲 示 板

INFORMATION

お知らせ

危機管理部の窓口を 移転します

防災棟（危機管理センター）の整備に伴い、危機管理部（危機管理課・防災対策課）の窓口が8月3日（月）から移転します。

【移転先】 防災棟3階 危機管理センター

なお、危機管理センターへは、市役所本館2階北側の渡り廊下からお越しください。

詳しくは、市HPをご確認ください。

問 危機管理課（☎621-5529 ☎625-2820）、防災対策課（☎621-5527 ☎625-2820）

ブルーインパルス飛行に伴う お願い

7月19日（日）12：20～12：40に航空自衛隊「ブルーインパルス」が阿南市（蒲生田岬）～鳴門市（大鳴門橋）の上空を飛行します。※天候などで変更あり。

当日の混雑や事故防止のため、次の事項にご協力をお願いします。
▶ 自宅周辺など開けた安全な場所での分散観覧 ▶ 公共交通機関の利用による渋滞緩和 ▶ 商業施設などへの無断駐車・立ち入り、路上駐車車の絶対禁止（近隣の迷惑や緊急

車両の通行妨害となります）
詳しくは市HPをご確認ください。

問 にぎわい交流課（☎621-5232 ☎621-5457）

資格確認書・資格情報の お知らせを送付

国民健康保険加入者のうち、70歳以上（令和8年8月1日現在）の人には自己負担割合を記載した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」（マイナ保険証をお持ちの人）を、70歳未満でマイナ保険証をお持ちでない人には「資格確認書」を、7月末までに送付します。

上記以外の方は、お手元の「資格情報のお知らせ」を引き続きご利用ください。

問 保険年金課（☎621-5157 ☎655-9286）

後期高齢者医療資格確認書・ 資格情報のお知らせを送付

令和8年8月以降の後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせについては、年齢やマイナ保険証の利用実績に応じて、お届けする書類が変更になります。

【84歳以下の人】
マイナ保険証の利用状況に応じて以下のいずれかを交付します。

◆資格情報のお知らせ
次の①②両方に該当する人（マイナ保険証の利用実績がある人）
①直近1年間にマイナ保険証を6回以上利用

②おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用

◆資格確認書
上記の利用実績（①②両方）を満たさない人
【85歳以上の人】

引き続き全員に資格確認書を交付します。

※交付手続きは不要です。新しい資格確認書もしくは資格情報のお知らせは7月末頃送付します。

問 保険年金課（☎621-5157 ☎655-9286）

国民年金保険料免除・猶予 制度のご活用を

所得が少ないときや失業などで国民年金の保険料を払うのが難しいとき、申請によって保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

◆保険料免除制度
免除は、本人と配偶者、世帯主の所得がそれぞれ一定以下であるときに承認されます。免除された期間は、年金の受給資格期間に算入され、年金額は納付した場合の2分の1～8分の7として計算されます。

◆納付猶予制度
猶予は、50歳未満の本人と配偶者の所得がそれぞれ一定以下であるときに承認されます。猶予された期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

申請は、マイナポータルからオンラインでもできます。

問 保険年金課（☎621-5162

☎655-9286）

空き家相談会

空き家を所有や管理されている人のさまざまな悩み事について、空き家問題に関する知識を有する相談員による無料相談会を実施。

日 9月16日（水）・17日（木）各日13：00～17：00

場 市役所4階401会議室

対 ①徳島市内に空き家などを所有または管理している人

②徳島県内に空き家などを所有または管理している徳島市民
※①の人を優先して受け付けます。

員 各12組（先着）※1組あたり30分程度。

申 8月3日（月）まで

詳しくは、市HPをご確認ください。

問 住宅課（☎621-5288 ☎621-5273）

飼い主のいない猫の 不妊・去勢手術費用を助成

市内在住の人が飼い主のいない猫に不妊・去勢手術（耳のVカット等手術を含む。）を受けさせる場合、1頭につき上限1万円を助成します（抽選により決定）。※助成金の交付決定日の翌日から60日以内に手術を受けさせる必要あり。

申 8月1日（土）～10日（月）（消印有効）

申し込み方法など、



限度額適用認定証などの交付申請を受け付け

医療機関で高額な医療費（保険外診療を除く）を支払う場合、国民健康保険の被保険者は「限度額適用認定証」、後期高齢者医療制度の被保険者は「限度区分が併記された資格確認書」を事前に医療機関の窓口で提示すると、1カ月の窓口負担額が自己負担限度額以内（年齢や所得により異なる）となります。

各認定証などの交付を希望する場合は、市役所1階保険年金課（国民健康保険＝7番窓口、後期高齢者医療制度＝8番窓口）に申請してください。申請日の属する月の1日から適用となる各証書を交付します。ただし、後期高齢者医療制度の被保険者で7月末までに限度区分が併記された新しい資格確認書が郵送された人など、一部申請不要な人がいます。

なお、8月上旬は申請で窓口が大変混雑します。お急ぎでない場合は、中旬以降（お盆期間の8月13日（木）・14日（金）も開庁）の申請をおすすめします。

また、マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の申請や資格確認書への限度区分併記の申請をしなくても、1カ月の窓口負担額が自己負担限度額以内（年齢や所得により異なる）となりますので、ぜひご利用ください。

【注意】 ▶ 過去12カ月の入院日数が91日以上住民税非課税世帯の人が、入院時食事療養費などの減額を受ける場合は、マイナ保険証利用の場合でも別途申請が必要です。▶ 保険料に滞納がある人や所得の申告がない人は、マイナ保険証を利用できない場合や正確な限度額情報が適用されない場合があります。

問 保険年金課 ▶ 国民健康保険＝（☎621-5159 ☎655-9286）▶ 後期高齢者医療制度＝（☎621-5278 ☎655-9286）



▲ 国保



▲ 後期高齢

国民健康保険料率が決定

令和8年度の国民健康保険の保険料率が決定しました。保険料納入通知書を7月中旬に送付しますので、納め忘れにご注意ください。また、令和8年度から子どもや子育て世代を支えるための財源として「子ども・子育て支援金分」を従来の保険料に合算して納付していただきます。なお、令和8年度の子ども・子育て支援金分は、徳島市独自に半額となる軽減措置を行います。申請は不要です。

【医療給付費分】 ▶ 均等割3万2,600円 ▶ 平等割2万1,500円 ▶ 所得割8.3ㄱ (賦課限度額67万円)

【後期高齢者支援金分】 ▶ 均等割1万1,900円 ▶ 平等割7,700円 ▶ 所得割3.0ㄱ (賦課限度額26万円)

【介護納付金分（40～64歳の加入者のみ）】

▶ 均等割1万2,500円 ▶ 平等割6,400円 ▶ 所得割2.6ㄱ (賦課限度額17万円)

【子ども・子育て支援金分（軽減措置後）】

▶ 均等割600円 ※ ▶ 18歳以上均等割62円 ※ ▶ 平等割400円 ▶ 所得割0.12ㄱ (賦課限度額3万円)

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに係る均等割は、10割軽減されます。この軽減を補うものとして、18歳以上の被保険者に通常の均等割に加えて「18歳以上均等割」をご負担いただきます。

問 保険年金課（☎621-5157 ☎655-9286）

